

平成23年度苦情申出一覧表(1/10)

	(H23) 苦情1	(H23) 苦情2	(H23) 苦情3
申出人	A	A	A
申出日	平成23年5月9日	平成23年5月9日	平成23年5月9日
実施機関	知事 (建築指導課)	知事、教育委員会、選挙管理委員会、 監査委員、人事委員会、労働委員会、 企業庁長、病院局長、水道局長	知事 (政策法務課)
苦情の内容	1、請求時不存在だが決定書時点で対象文書があるのに再度開示請求させる 2、関係ない文書を対象文書に特定し混乱させる(情報提供する文書は連絡書を別添しない) 何かと隠そうとする(H23、4、27付建165号) ・千建審の文書番号が隠ぺいされている ・情報公開を自分達の都合のよいようにしている	H23、3、31受付7番の決定方法日付と伝票番号毎に特定を求めているが特定しない 不法行為の隠ぺいのためにはあいかわらず文書の特定をきちんとしない	説明を求めてもまたせるだけで説明しない 条例のただし書の説明を求めても教えない でためな開示決定を改めようとしていない
調査委員	菅野委員、高橋委員	菅野委員、高橋委員	菅野委員、桑波田委員
調査の状況	H23.12.27(回答書受付)		H23.12.2(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.3.13(処理結果検討)	H24.3.13(処理結果検討)	H24.5.8(処理結果検討)
処理結果通知	H24.3.22	H24.3.22	H24.5.23
処理結果	<p>本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。</p> <p>ア 行政文書の特定時期について</p> <p>イ 特定した行政文書に掲載されている内容について</p> <p>ウ 特定した行政文書に記載されている文書番号について</p> <p>対象文書の特定については、情報公開審査会の調査権限についての苦情であり、当推進会議が担任する苦情として適切ではないが、実施機関も説明するとおり、一般的に開示請求の対象となる行政文書とは開示請求時点において「実施機関が保有しているもの」であるとされているところである。</p> <p>「平成20年度分の審査請求事例集」に掲載されている平成20年度の審査請求の件数が0件であったため、申出人は「混乱させる」としているが、実施機関はその旨説明しており、不適切な事務処理とは認められない。</p> <p>実施機関は、審査会の文書番号について、別途台帳で管理している旨、申出人に対して説明しており、申出人が主張する「千建審の文書番号が隠ぺいされている」事実は認められない。</p>	<p>本事案は、実施機関の決定通知書における行政文書の件名の記載方法に関する苦情であると認められる。</p> <p>本件請求に係る実施機関の決定の状況を見ると、伝票を対象文書とした決定については、各所属における伝票の数量は膨大なものではなく、実施機関の過大な負担となるものではないものと見受けられ、例えば、一部の所属が行っているように起票年月日を記載するなど、伝票が区分されるような記載の対応が可能であったと考えられる。</p> <p>本事案と類似する平成22年度の苦情について、当部会は情報公開の推進という観点から、実施機関に決定通知書への分かりやすい記載の仕方の検討等を求めたものであるが、多くの所属において改善に努力した形跡が見受けられないことから、是正等に関する意見を通知した。</p>	<p>本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。</p> <p>ア 弁護士の勤務先を不開示としたことについて、行政文書部分開示決定をした担当課ではなく、条例を所管する政策法務課から一般的な判断について説明を受けたかったこと</p> <p>イ 当該決定により不開示とした情報のうち弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分を改めないこと</p> <p>アについて、弁護士の勤務先の開示、不開示についての一般的な判断に係る事務を分掌されたのは政策法務課であり、同課からその分掌された事務について説明を受けたかったのであるから、特段の事情がない限り応じるべきであり、説明しなかった同課の事務は不適正であった。</p> <p>当部会が事務局をして実施機関に確認したところ、申出人に「平成23年5月9日付け及び6月1日付け苦情の申出書について(平成24年5月7日付け政法第363号)」で開示、不開示の決定は事案ごとに判断を要するものであり一般的な判断は困難であることを説明した。しかし、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に説明するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、実施機関の事務は対応が遅く不適正であった。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>イについて、改めないか否かは開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、これを申し出ることにはできないが、当該決定は弁護士の勤務先及び電話番号に係る部分は取り消され、申出人の主張のとおり改められている。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(2/10)

	(H23) 苦情4	(H23) 苦情5	(H23) 苦情6
申出人	A	A	A
申出日	平成23年5月18日	平成23年5月18日	平成23年6月1日
実施機関	知事 (建築指導課)	知事 (安房土木事務所)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	行政文書目録がでたらめ 情報隠し H23、3、24付千建審6号がない 建の文書番号で管理するから見落す	安土235号(H23、5、12)の文書の件 名の記載方法 特定した件名を記載せず内容で記載 きちんと特定されたか不明	窓口職員が県職員に都合の悪い ことを隠ぺいしようとする。 〇〇さんが何かと隠ぺいする。窓 口担当者を変えてほしい。 1、発行日と伝票番号毎と開示請求 しても支出伝票〇件と回答させる。 2、対象年度を指定しないのに、故 意に指定させようとする。
調査委員	菅野委員、高橋委員	菅野委員、高橋委員	菅野委員、高橋委員
調査の状況	H23.12.21(回答書受付) H23.12.27(回答書受付)	H24.1.4(回答書受付)	H23.12.28(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.3.13(処理結果検討)	H24.3.13(処理結果検討)	H24.3.13(処理結果検討)
処理結果通知	H24.3.22	H24.3.22	H24.3.22
処理結果	<p>本事案は、千葉県ホームページに掲載されている行政文書目録の掲載時期及びその内容に対する苦情であると認められる。</p> <p>申出人は、「行政文書目録がでたらめ」と主張しているが、行政文書の作成時期と目録の更新時期が異なることについて、実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>また、実施機関は、目録の更新時期等について申出人に説明したとのことであり、その事務処理に不適切な点はない。</p> <p>審査会の文書番号については、申出人の主張するとおり、目録に掲載されていないが、実施機関の説明に不合理な点はなく、別途台帳で管理する旨の説明についても、その事務処理に不適切な点は認められない。</p>	<p>本事案は、行政文書部分開示決定通知書の「行政文書の件名」欄に記載されている行政文書の表示方法に対する苦情である。</p> <p>行政文書部分開示決定通知書の「行政文書の件名」欄には、開示請求に係る行政文書と他の行政文書の区別ができる内容を表示することにより、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することなく、特定した行政文書の範囲を明確に表示することが適切である。</p> <p>本事案における開示請求に係る行政文書は、決裁を終わった起案文書(以下「決裁文書」という。)であることから、実施機関は、決裁文書の件名を併せて表示することが、より適切であった。</p> <p>しかしながら、実施機関が行った行政文書の表示方法は、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することではなく、特定した行政文書の範囲を明確に表示していると認められる。</p> <p>よって、実施機関の事務処理は不適正とまでは言えない。</p>	<p>本事案は、窓口担当者の対応に関する苦情であると認められる。</p> <p>本件請求に係る行政文書の開示決定等は、担当課(所)が行っているものであり、総合窓口担当者は、総合窓口の業務として申出人に対応しているものである。</p> <p>また、申出人は「故意に指定させようとする」旨主張しているが、申出人が行った別途の開示請求について、総合窓口担当者が当該請求に係る担当課(所)として、請求内容の確認のために行ったものであることが認められる。</p> <p>したがって、申出人の主張する事実は見受けられず、総合窓口担当者の対応に不適正な点は認められない。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(3/10)

	(H23)苦情7	(H23)苦情8
申出人	A	A
申出日	平成23年6月1日	平成23年6月1日
実施機関	知事 (安房土木事務所)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	H23、5、18付安士294 開示決定等の期限の特例適用通知書 存在しない文書で期間延長 仮預かり仮審査願書という文書は存在しないのに存在することにして2ヶ月も期間延長	県情報公開条例が適法か否かの審査部署を教えてくれない不都合なことは知らないことにする。
調査委員	菅野委員、桑波田委員	菅野委員、桑波田委員
調査の状況	H23.12.1(回答書受付)	H23.12.2(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.2.7(処理結果検討)	H24.5.8(処理結果検討)
処理結果通知	H24.2.24	H24.5.23
処理結果	<p>本事案は、仮預かり仮審査願書という文書は存在しないのに、存在することを理由として条例第14条の規定により、開示決定等の期限を延長したことに対する苦情であると認められる。</p> <p>仮預かり仮審査願書という記載は、仮預かり審査願書を誤って記載したものであり、開示請求に係る行政文書が著しく大量であったため、開示決定等の期限を延長したとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の事務は適正であった。</p>	<p>本事案は、法規審査に関することを分掌された室及び班を教示されなかったことに対する苦情であると認められる。</p> <p>この苦情に至る経緯については、最終的には、実施機関が説明するとおり条例と法の関係がわかる者との面談を求めたと考えられるが、全体としてみると、これに加えて弁明書の提出についての法の解釈及び弁明書の提出を諮問に際しての要件としていないことに係る説明を求めたと考えられる。</p> <p>実施機関は、最終的に申出人が求めていた事項にとらわれることなく、全体として求めていたものに対して応えるべきだったと考えられる。</p> <p>法の解釈については政策法務課訟務班(以下「訟務班」という。)が担当し、当部会が事務局をしてこの苦情の担当課である同課情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)に確認したところ、この苦情があった時点において、センターが訟務班に連絡をしていないとのことであった。</p> <p>申出人は、条例に瑕疵があり違法な条例と法の関係がわかる者との面談を求め、結果としてこれに至らなかったと実施機関は説明する。</p> <p>条例に瑕疵がなく、適法であることの説明、申出人が主張する内容を申出人に確認するなどの意思の疎通をした上で、このような説明をするのであれば、是認する場合もあると考えられるが、瑕疵がある、違法であるとの主張に対して説明もせず、意思の疎通を図らないならば、是認することはできない。</p> <p>当部会が事務局をして実施機関に確認したところ、実施機関は申出人に「平成23年5月9日付け及び6月1日付け苦情の申出書について(平成24年5月7日付け政法第363号)」で、弁明書の提出についての法の解釈及び弁明書の提出を諮問に際しての要件としていないことに係る説明をした。しかし、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に説明するなどして、苦情を解決していく措置を執ることが求められている。この点において、実施機関の事務は対応が遅かったと考えられる。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(4/10)

	(H23) 苦情9	(H23) 苦情10
申出人	A	A
申出日	平成23年6月15日	平成23年7月4日
実施機関	知事 (建築指導課)	知事 (政策法務課) (保険指導課)
苦情の内容	1、H23、6、14建424号で故意に却下 2、H23、6、15付開示請求 開示請求を認めようとしていない(担当者〇〇さん) (開示請求をさせないような対応をする) 過去に問題ないような記載をするようにしたが、対象文書を特定できる記載をしたいので記載方法を情報公開センター窓口で相談したが、きちんと対応しない。	理由説明書の提出を情報公開審査室から求められても3ヶ月以上放置 公開審90、89号 出さないなら出さない旨の回答をすべきだが放置 提出期限をとくに過ぎていても回答しないことで異議申立てを放置できるなら情報公開審査会の意義がない。情報公開制度の目的が、行政の不法行為の隠ぺいとなる。
調査委員	伊藤委員、渋谷委員	井上委員、中谷委員
調査の状況	H23.12.16(回答書受付) H24.4.23回答書受付)	H24.1.6(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.5.8(処理結果検討)	H24.2.7(処理結果検討)
処理結果通知	H24.5.23	H24.2.24
処理結果	<p>本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。</p> <p>ア 申出人が行った行政文書開示請求に対して実施機関が行った却下決定は故意であったことについて</p> <p>イ 申出人が行政文書開示請求を行った際の実施機関の窓口対応について</p> <p>アについては、却下決定については、当推進会議が担任する苦情としては適切ではないが、実施機関が却下決定を行うに当たり補正を行っているとのことであるので、その妥当性について検討する。</p> <p>実施機関は、本件対象文書を検索するためには、県が保有する5,000件を超える建築確認申請書(数百万枚)をページ毎に確認する作業が必要で、相当な手数と膨大な時間を要し、本件対象文書の範囲では、対象文書が十分に特定されているとは言えず形式上の不備に該当すると説明する。</p> <p>解釈運用基準によれば、条例第7条2項の「形式上の不備」とは行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書を特定することができない場合等をいうとされており、実施機関が当該作業を行わなければならないのであれば、本件請求が当該形式上の不備に該当するものと判断したことも理解できなくはない。</p> <p>しかしながら、条例第7条第2項の規定による補正は行政文書を特定するために行うものであり、特定された行政文書の絞り込みまでを許容するものではないと解するのが相当であるところ、本件補正について文面だけを見れば、実施機関は申出人に対し、あたかも対象文書の絞り込みを依頼しているような印象を受け、条例の規定に照らすと本件補正の文面は一部不適切であったと考えられる。よって、実施機関は本件補正について適切な補正の文面とすることが望ましかった。</p> <p>なお、実施機関の説明によると、仮に本件対象文書を検索するための作業を行った上で本件対象文書を特定したとしても、本件対象文書には不開示情報が含まれるために申出人は求める情報の大部分を得ることができないことから、実施機関は本件対象文書の内容について相談をしたい旨を申出人に伝えたが、相談に応じてもらえなかったとのことであるが、申出人においては実施機関から協力依頼があった場合には真摯に対応することが望ましいものである。</p> <p>情報公開制度は行政がその保有する情報をできる限り明らかにすることによって、県民との協同により、より公正で民主的な行政運営を図るというものであるから、本制度が円滑に運用されるよう実施機関と申出人の双方で協力されたい。</p> <p>イについて、申出人は「開示請求を認めようとしていない」「相談したが、きちんと対応しない」と主張するが、課に持ち帰って慎重に判断すると伝えたという実施機関の説明に不自然な点はなく、申出人の主張する事実は認められない。</p>	<p>本事案は、千葉県情報公開審査会に設置する部会(以下「部会」という。)へ提出する理由説明書について、実施機関がその提出期限を守らないことに対する苦情であると認められる。</p> <p>当職の調査によれば、申出人が主張するとおり、実施機関が部会へ提出した理由説明書については、その提出期限を大幅に超過しており、また、提出期限を超過した理由についても十分な説明は認められなかった。</p> <p>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)は、行政の適正な運営を保持するとともに、国民に簡易迅速な救済を与えることを目的としており、当該目的に則れば、その事務処理は不適切と言わざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(5/10)

	(H23)苦情11	(H23)苦情12	(H23)苦情13
申出人	A	A	A
申出日	平成23年7月4日	平成23年7月4日	平成23年7月4日
実施機関	知事 (安房土木事務所)	知事 (建築指導課)	知事 (建築指導課)
苦情の内容	3ヶ月以上たってから諮問(H23、6、30付安土435号-2) 故意に諮問しない イヤガラセ	異議申立てを分離したまま諮問しない(H23、6、23付建585号) 故意に諮問しない イヤガラセ	補正要求権の濫用(H23、6、21付建586号) 情報公開センター窓口で補正がないよう建、〇〇さんに記載内容を確認しても補正要求をする、 いやがらせをやめさせてほしい
調査委員	井上委員、中谷委員	井上委員、中谷委員	伊藤委員、渋谷委員
調査の状況	H24.1.4(回答書受付)	H23.12.28(回答書受付)	H23.12.16(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.3.13(処理結果検討)	H24.2.7(処理結果検討)	H24.5.8(処理結果検討)
処理結果通知	H24.3.22	H24.2.24	H24.5.23
処理結果	<p>本事案は、条例第20条の規定により、実施機関が千葉県情報公開審査会に諮問するまでの期間に対する苦情である。</p> <p>実施機関の説明によれば、不開示部分を開示することにより経理調査を行う際に事業者を示した条件に反するおそれがあること及び再度検討した結果開示できると判断できる部分については、千葉県情報公開審査会に諮問するまでもなく開示を実施することが異議申立人の利益になることから、異議申立ての対応に時間を要したとのことであり、故意に千葉県情報公開審査会に諮問を行わなかった事実は認められない。</p> <p>よって、実施機関の事務が不適正であったとは認められない。</p> <p>しかしながら、標準的な処理期間の趣旨からすると、実施機関においては、事務の処理をより速やかに行うよう努められたい。</p>	<p>本事案は、条例第20条の規定により、実施機関が千葉県情報公開審査会に諮問するまでの期間に対する苦情である。</p> <p>実施機関の説明によれば、異議申立てに理由があると認められる部分があり、当該部分の取扱いを検討していたとのことであり、故意に千葉県情報公開審査会に諮問を行わなかった事実は認められない。</p> <p>したがって、実施機関の事務が不適正であったとは認められない。</p>	<p>本事案は、申出人が行った行政文書開示請求時の実施機関の窓口対応に対する苦情であると認められる。</p> <p>当職において、補正文書を見分したところ、行政文書の特定のため請求件名の内容について申出人に確認を求める文面となっている。</p> <p>また、上記補正に対し、申出人が実施機関へ送付した回答書を見分したところ、実施機関の補正要求に対して全く回答していないことが認められる。</p> <p>なお、補正に至る経緯については実施機関の対応と申出人の回答書の記載内容に食い違いがあるので、十分に意思の疎通を図られるよう努められたい。</p> <p>さらに、申出人においては、実施機関の補正要求に対して適切な回答をするよう努められたい。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(6/10)

	(H23)苦情14	(H23)苦情15
申出人	B	A
申出日	平成23年7月20日	平成23年7月27日
実施機関	教育委員会 (教育総務課) (教職員課)	知事 (建築指導課)
苦情の内容	<p>千葉県教育委員会委員長は、事前に請求者と連絡を取らず一方的に開示日時を決定した。</p> <p>しかもこの決定通知は、一方的に決められた開示日時の二日前に到達した。</p> <p>この様な一方的な開示手続きを改め、従前のようにあらかじめ請求者被請求者双方で日時の調整を行うべきである。</p> <p>(1) 千葉県教育委員会委員長は請求者と事前に調整することなく開示日時を一方的に定めた。これは実質的に出頭命令である。</p> <p>(2) 一方的に開示日時を定め、速達で開示決定通知書を開示二日前に到達するよう送付したが、たった二日の猶予では一方的に決められた日時に出席することは最初から不可能である。</p> <p>(3) 開示決定通知の欄外に「指定された開示の日時に来庁できないときは(略)別な日を改めて指定します」と記載されている。しかしこれでは実施機関は実際に開示ができるか否か不明であるにもかかわらず、開示場所である情報公開センターを予約する。このような予約行為を千葉県の全実施機関が行えばセンターの機能はマヒし、最終的にセンターを利用する主権者・県民に不利益が生じる。だからこそ今までは、実施機関と請求者で事前に開示日を調整してきたのである。</p> <p>(4) センターの職責を担う政策法務課は、上3のような実施機関による行為・弊害こそ是正すべきであるが、今回のことでは教育庁と一体化し、不要な予約行為を許容し、出頭命令まがいの開示日時決定行為をほう助している。</p>	<p>イヤガラセの補正要求 H23、7、19建739</p> <p>補正要求の際、件名をリストアップせず開示請求を却下しようと画策</p> <p>H23、6、14付建424号却下前の補正要求の回答で件名をリストアップし補正要求するよう記載し、それを承知で件名をリストアップせず補正要求</p>
調査委員	伊藤委員、渋谷委員	伊藤委員、渋谷委員
調査の状況	H23.12.2(回答書受付)	H23.12.16(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.3.13(処理結果検討)	H24.5.8(処理結果検討)
処理結果通知	H24.3.22	H24.5.23
処理結果	<p>本事案は次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。</p> <p>(1) 千葉県教育委員会が開示を実施する日時の指定に当たって、これに先立って、申出人の都合を確認しなかったこと。</p> <p>(2) 指定された日時は、申出人が決定等通知書を受領した日の2日後であり、開示を実施する場所に来庁できないこと。</p> <p>(3) 当該確認をせずに、政策法務課情報公開・個人情報センターを当該場所に指定したことを同課が許容し、実施機関が行った当該指定を同課がほう助していること。</p> <p>申出人が行った本事案とは別の開示の請求について、申出人に連絡し、連絡がなかったため、その都合を確認することは困難であると判断した実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の事務は適正であった。</p> <p>開示を実施する日時の指定について不都合がある場合は、実施機関に申し出ることができ、当該確認をすることができない本事案の場合、特段の事情が認められない以上、到達予定日から3日後より後の日時がより適切な指定であったと考えられる。</p> <p>したがって、実施機関の事務は不適正とはいえないものの、当該日時を指定すべきであった。</p> <p>情報公開・個人情報センターと調整せずに開示を実施する場所に指定したことは、要綱に反することである。また、本事案においては同センターで実施機関が指定した日時に開示の実施ができる状況にあったが、できない状況にあった場合、申出人に対して開示を実施できなくなる可能性があったことを考えると、実施機関の事務は不適正であった。したがって、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。</p>	<p>本事案は、実施機関がリストアップせずに補正を行ったことに対する苦情であると認められる。</p> <p>当職において確認したところ、平成23年6月10日に申出人から提出された補正に対する回答において「具体例を示さない場合、単なる遅延工作で苦情申出をする」との記載があったが、実施機関が平成23年7月19日に申出人に送付した補正には、保有する行政文書の件名をリストアップした事実は認められない。</p> <p>事務取扱要綱第3の3(1)イの「補正の参考となる情報」とは、例えば開示請求書の記載内容に関連する行政文書の件名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている文書件名一覧等をいう。</p> <p>なお、当該情報は「提供が必要と認められるときは所要の情報の提供に努める」とされているが、補正の方法については当該情報のリストアップを義務づけたものではない。</p> <p>行政文書を特定することができない場合の補正にあつては、その趣旨からすると、補正の参考となる情報と併せて行うことが望ましいものであると考えるが、本事案については、補正の趣旨が記載内容の解釈についての確認であったという実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適切な点は認められない。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(7/10)

	(H23)苦情16	(H23)苦情17
申出人	A	A
申出日	平成23年7月27日	平成23年7月27日
実施機関	知事 (各土木事務所)	知事 (政策法務課) (保険指導課)
苦情の内容	<p>①30日たっても対象文書を特定しようとしていない</p> <p>②特定できる表現をしても却下 イヤガラセ</p> <p>①につきH23、6、15付受付417番を放置(補正要求、期間延長の連絡ナシ)</p> <p>②につきH23、5、9付受付213番で不開示決定と却下決定があった。不開示決定は対象文書が特定できる記載である。</p>	<p>理由説明書を専決すべきものを上記課で内容を調整して提出するとして政法分H23、4、6の期限を過ぎても提出しない。</p> <p>不都合なことはウヤムヤにする。情報公開は県職員に都合のよいものとしている。担当者を変更する等して理由説明書の提出をしようとしていない。政法分の原案はできているのに保指と調整しようとしていない。</p>
調査委員	伊藤委員、渋谷委員	井上委員、中谷委員
調査の状況	H23.12.16、21、26及びH24.1.5(回答書受付) H24.2.21(回答書受付)	H24.1.6(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.3.13(処理結果検討)	H24.2.7(処理結果検討)
処理結果通知	H24.3.22	H24.2.24
処理結果	<p>本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。</p> <p>ア 開示請求をしてから30日が経過しても実施機関が対象文書を特定しようとしていないこと。</p> <p>イ 同一の内容の開示請求であるのに、文書の特定ができるとして不開示決定を行った実施機関と、できないとして却下決定を行った実施機関があったこと。</p> <p>実施機関の説明によると、本件請求1に係る補正等については、担当課である建築指導課及び各出先土木事務所の主務課である建築指導課が取りまとめて行ったものであるとのことである。</p> <p>そこで、本件請求1に係る補正等について、「行政文書開示請求に係る補正について」(建第586号及び建第739号)を見分したところ、「千葉県知事」から申出人に送付されているものであり、実施機関の説明に不合理な点はなく、事務処理が不適切であるとは認められない。</p> <p>しかしながら、実施機関として申出人に補正に係る文書を送付しているとしても、本件のような誤解を与えないために、各土木事務所も含める旨の記載をすることが望ましい。</p> <p>申出人は、「不開示決定は対象文書が特定できる記載である」と主張するが、千葉県情報公開条例第12条第2項の「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき」とは、解釈運用基準において、(ア)開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、全て不開示とする場合 (イ)第11条の規定により開示請求を拒否する場合 (ウ)開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合とされているものである。</p> <p>なお、実施機関は申出人に対して本件請求2に係る不開示決定の理由については、所掌していない事務に係るものであり、対象文書は作成及び取得していないと口頭でも説明しているとのことであるから、申出人の主張は認められない。</p>	<p>苦情10と同じ。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(8/10)

	(H23)苦情18	(H23)苦情19	(H23)苦情20
申出人	A	A	A
申出日	平成23年8月5日	平成23年9月16日	平成23年9月16日
実施機関	知事 (安房土木事務所)	知事 (夷隅土木事務所)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	部分開示決定しながら開示しない3回以上開示を求めても放置 230頁1枚しか開示しないので他の開示するとした頁の開示を求めても応じない。	他の土木事務所が期間延長したのに夷土だけ即不開示決定(H23、8、5付夷土第455号) きちんと特定事務をしているか疑問 何度も開示請求させようとするイヤガラセ	タバコの煙が閲覧コーナーに入ってくる タバコの煙によるイヤガラセ 室外で県職員がタバコを吸っている煙が閲覧コーナーに入ってくる 健康増進法違反
調査委員	菅野委員、桑波田委員	伊藤委員、渋沢委員	井上委員、中谷委員
調査の状況	H23.12.27(回答書受付) H23.12.28(回答書受付)	H23.12.27(回答書受付)	—
苦情処理部会 審議状況	H24.2.7(処理結果検討)	H24.3.13(処理結果検討)	H24.2.7(処理結果検討)
処理結果通知	H24.2.24	H24.3.22	H24.2.24
処理結果	<p>本事案は、申出人に対して行った開示請求に係る行政文書の開示の実施に関する苦情であると認められる。</p> <p>調査の結果、実施機関は、申出人が開示されないとして開示を求める頁の内容は全て不開示であることから、申出人に対して開示できない旨の説明を行っており、申出人の主張する「開示を求めても放置」や「開示を求めても応じない」というような事実は見受けられず、実施機関の開示の実施に係る対応に不適正な点は認められない。</p> <p>なお、本件決定通知書を見分したところ、申出人が開示されないとして開示を求める頁については不開示部分についての記載が認められ、不開示部分にマスクングを施して一部開示を行った230頁に係る記載と同様の形になっていた。</p> <p>本件決定通知書における当該部分の記載は、230頁と同様に一部開示がされる行政文書であるような誤解を生じさせ得るものであるため、実施機関においては、決定通知書の記載について、適切な記載となるよう求めるものである。</p>	<p>本事案は、情報公開にかかる事務処理が適切に行われていなかったのではないかと苦情であると認められる。</p> <p>実施機関における担当課(所)の業務については、所掌する業務や人員配置により異なるということは自明のことであり、実施機関の説明に不自然な点は認められない。</p> <p>よって、実施機関の事務処理は適切である。</p> <p>また、「何度も開示請求させようとするイヤガラセ」と主張する事実は見受けられない。</p>	<p>本事案は、庁舎管理に関する苦情である。</p> <p>庁舎管理に関する苦情は、当推進会議で担任する苦情として適切ではない。</p> <p>なお、本件苦情については、庁舎管理部署に連絡済である。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(9/10)

	(H23)苦情21	(H23)苦情22	(H23)苦情23
申出人	A	A	A
申出日	平成23年10月14日	平成23年10月14日	平成23年10月14日
実施機関	知事 (建築指導課)	知事 (海匠土木事務所) (葛南土木事務所)	知事 (建築指導課) (各土木事務所)
苦情の内容	耐震偽装が明らかとなる3/14頁を内部告発したのを隠すためH23.10.5付建築指導課長発の事務連絡を発行 不法行為の隠ぺい、知事名の決定書を課長名で訂正できるか 写しの交付をしなかったことにしている 1、知事名発の文書を課長名で訂正できるか 2、耐震偽装が明らかな頁を隠ぺい(不開示決定)工作 3、写しの交付は行政サービスでしたら不開示手続きをしても開示することにしても問題ない 4、行政に間違いはあることの隠ぺい	担当課でない総務課が開示決定通知書を作成 担当課の建築宅地課が確認したか不明 期間延長と1回目の決定をしたのと2回目の決定をしたのが総務課	対象文書の特定がされていない(受付417番分) 確認日、確認番号を記載せず、まとめて何件と記載 きちんと対象文書を特定したか不明
調査委員	井上委員、中谷委員	伊藤委員、渋谷委員	菅野委員、高橋委員
調査の状況	H24.1.6(回答書受付)	H23.12.26(回答書受付) H23.12.27(回答書受付)	H23.12.22(回答書受付)
苦情処理部会 審議状況	H24.5.8(処理結果検討)	H24.3.13(処理結果検討)	H24.5.8(処理結果検討)
処理結果通知	H24.5.23	H24.3.22	H24.5.23
処理結果	<p>本事案は、実施機関が平成23年10月5日付け「行政文書の開示の実施に係る開示文書の一部訂正について(通知)」により申出人に通知した内容に対する苦情である。</p> <p>実施機関の説明によると、条例第8条第3号に該当することから不開示とした情報を誤って開示しているとのことである。</p> <p>条例第8条各号に規定する不開示情報を誤って開示したことは、情報公開制度の運用に関する事務処理として著しく不適切なものである。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>なお、実施機関が申出人に通知した課長名での文書は誤開示についての訂正にすぎず、条例第12条第1項及び第2項に規定する決定の訂正を行ったものではなく、また、その内容についても、開示された情報が不適正に使用されることを防止する趣旨であると認められ、申出人が主張する「隠ぺい」という事実は確認できない。</p> <p>よって、不開示とした情報を誤って開示していること以外に、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>	<p>本事案は、決定等通知書の担当課(所)欄の記載に関する苦情であると認められる。</p> <p>実施機関の説明によると、総務課は苦情の申出に係る行政文書開示請求に係る対象文書の特定及び決定等について、行政文書を保有している建築宅地課に確認及び合議を行っているとのことである。</p> <p>そこで、当職において実施機関の決定等に係る決裁文書を見分したところ、総務課及び建築宅地課の合議の事実が認められた。また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱において、「本庁の課・局・室等及び出先機関(以下「担当課(所)」という。)」とされていることから、決定等通知書の「担当課(所)」欄についても本庁の課・局・室等又は出先機関名を記載すれば足りるものである。</p> <p>よって、申出人の主張する事実は認められない。</p>	<p>本事案は、申出人が行った開示請求に対する、実施機関の決定通知書における行政文書の件名の記載方法に関する苦情であると認められる。</p> <p>開示請求に係る特定した行政文書の件名の記載に当たっては、開示請求に係る行政文書と他の行政文書の区別ができる内容を表示することにより、他の行政文書と混同することなく、特定した行政文書の範囲を明確に表示することが適切である。</p> <p>本事案の「開示請求に係る行政文書の件名及び内容」欄には、開示請求に係る行政文書が他の行政文書と混同することなく、特定した行政文書の範囲は表示されているものと認められる。</p> <p>なお、申出人の主張するような特定した文書の確認日及び確認番号等を併せて記載することがより適切であったと考えるが、本事案の場合は、記載することで不開示情報を開示することとなるという事情があることから、実施機関が当該行政文書が市町村分で何件あるかを併せて表示したことは妥当なものであると認められる。</p> <p>よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。</p>

平成23年度苦情申出一覧表(10/10)

	(H23) 苦情24	(H23) 苦情25
申出人	A	A
申出日	平成24年3月6日	平成24年3月16日
実施機関	知事 (保険指導課)	公安委員会 警察本部長
苦情の内容	<p>決定をしない 千葉県情報公開審査会からの答申・回答があっても決定をしない ・不服申立てをしても決定がされないと不服申立ての制度が無意味である。 ・千葉県情報公開審査会事務局より決定をするように言っても放置されたままである。</p>	<p>規則等がきちんと整備されていない 情報公開への対応がデタラメ 公安委員会の行政文書を県警本部が開示 添付H24、3、6付会発220号 公委3号</p>
調査委員	伊藤委員、桑波田委員	伊藤委員、桑波田委員
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果		

平成24年度苦情申出一覧表(1/3)

	(H24) 苦情1	(H24) 苦情2	(H24) 苦情3
申出人	A	A	A
申出日	平成24年4月17日	平成24年4月17日	平成24年5月14日
実施機関	知事 (保険指導課)	知事 (政策法務課)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	<p>異議申立ての決定書の送付手続きがデタラメ (決定のやり方と送付の方法) 決定を故意にしなかったため、送付書をつけず決定書謄本をまとめて送付 きちんとした事務手続きをしない。 (H24、4、3付保指27号開示分)</p>	<p>担当者が電話中と言って故意に放置する 担当者が別の人(〇〇〇)と言って、請求書の写しを交付しない H24、4、10に窓口で写しを交付しようとしなかった</p>	<p>カラーコピーの値段がコンビニと違う (写しの交付代金) カラー A4とA3を同一料金とするの県庁だけ 地下の生協のコピーの値段とも違う コンビニがA4 50円(生協も同じ)なぜ70円もとるのか不明</p>
調査委員	井上委員、高橋委員	井上委員、渋谷委員	菅野委員、中谷委員
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			

平成24年度苦情申出一覧表(2/3)

	(H24) 苦情4	(H24) 苦情5	(H24) 苦情6
申出人	A	A	A
申出日	平成24年5月28日	平成24年5月28日	平成24年6月6日
実施機関	知事 (政策法務課)	知事 (保険指導課)	知事 (政策法務課)
苦情の内容	<p>苦情対応できちんと対応しようとしていない 情報公開センター〇〇さんの窓口対応が悪い 開示請求者の言うことを無視し、県職員の有利になるようなことしか言わず、開示請求者をおこらすことを反省しない 上から目線で相手をバカにした話し方をする。</p>	<p>H24、5、23付保指413号による補正要求の濫用 開示請求する行政文書の内容の表記に問題がないとしながら、決定期限日付で補正要求する濫用 窓口〇〇さんに担当課に表記に問題がないことを確認してもらってから收受してもらっているのに補正要求がされるのはおかしい</p>	<p>閲覧時間変更に対応しない 5/22センター窓口で閲覧コーナーがあいているので6/6 2時からの閲覧を10時からに変更予約したのに対応していなかった。 〇〇さんの対応で変更したが、本人が知らないとし対応しようとしなかった。</p>
調査委員	菅野委員、桑波田委員	伊藤委員、高橋委員	
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			

平成24年度苦情申出一覧表(3/3)

	(H24) 苦情7	(H24) 苦情8
申出人	B	B
申出日	平成24年6月6日	平成24年6月6日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	<p>教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が行った開示に係る事務手続き。</p> <p>千葉県教育委員会委員長(職務代行者)は、私が行った開示請求に対し「分掌表については、本年度分について一度全部開示決定を行っているため、これも開示決定によらず提供させていただきたいと思えます」と連絡したが、この決定は速やかに取り消されるべきである。また、過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査し、不当行為が明らかになった場合は請求者の権利を回復し併せて再発防止に向け関係職員を処置すべきである。</p> <p>(1)千葉県教育委員会委員長は他人に全部開示したという理由で私に開示請求の取り下げを迫り、その上で情報提供するという。</p> <p>(2)当たり前の話であるが、私は情報公開条例上の権利行使として自ら開示請求を行ったのであり、私の請求権は他人の請求行為やその結果とは無関係無関連である。</p> <p>(3)千葉県教育委員会委員長に従えば、仮に他人の請求が部分公開となったならば、私の請求は認められ取り下げ指示はなくなることとなる。</p> <p>(4)千葉県教育委員会委員長は一人ひとり独立した開示請求「権」を認めないばかりか、これに加えて開示請求の取り下げを一方的に迫るなど著しく不当な行為を行った。</p>	<p>教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が行った開示に係る事務手続き。</p> <p>千葉県教育委員会委員長(職務代行者)は私が行った開示請求に対し「文書・情報公開担当がまとめて開示いたします。(ご質問等がある場合には、なるべく、その場で該当する担当者に連絡してセンターで御説明します。)」と通知した。</p> <p>しかしこの通知では情報公開条例の本旨である行政による説明責任が全く果たされないの直ちに取り消すべきである。開示事務の拒否である。過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査しその存在が明らかになった場合、被害を受けた請求者の権利を回復し、再発防止に向け関係職員を処置すべきである。</p> <p>千葉県情報公開条例第1条は「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」と自ら定めている。この場合の「説明」とは単に質問に対する回答ではなく、自ら進んで「諸活動の状況を説明する」ことである。</p> <p>教育委員長はこの条例の趣旨を曲げ、担当者以外の直接事務に携わらない職員に説明させることによって説明責任を反故にしようとしている。その上で不明な点は必ずではなく「なるべく」担当者に問い合わせするというのである。実質、説明拒否である。</p> <p>さらに「センターでご説明します」と場所と時間を限定することによって回答が不十分であった場合でも、その時点でセンターで行った回答をもって打ち切り開示を終了するというのである。従来は説明が不十分な場合、後に文書で追加的に回答した。県教育委員会委員長は情報公開制度の根幹を潰そうとしている。全く容認できない事態であり上通知は至急差し止めるべきである。</p>
調査委員		
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果		

